お取引き信用金庫の事業性ローンをご利用されている関係先のお客さまへ

法令上の定めにより、募集代理店となる信用金庫において、つぎの❶❷❸のいずれかに該当するお客さま[注1]がご契約者になる場合は、お取り扱いできる保険金額に制限があり、当該信用金庫では通算で年金受取総額1,000万円[注2]までご契約いただけます。

❶ 事業性ローンをご利用の企業（含代表者）・個人事業主の会員のお客さま

❷ 事業性ローンをご利用の企業等（従業員20名以下）にお勤めの会員のお客さま

❸ 事業性ローンをご利用の企業等（従業員21名以上）にお勤めのお客さま

注1 ご利用状況を別途確認させていただきます。
注2 ❶❷について、下記「募集代理店」欄に記載の信用金庫の会員以外のお客さまは、当該信用金庫から本商品にご加入いただけません。また、当該信用金庫で既に他の生命保険等をご契約されているお客さまにつきましては、年金受取総額1,000万円以下でもご契約いただけない場合があります。詳細は生命保険の販売資格を持った信用金庫職員にお問い合わせください。

■生命保険募集人について

三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

■銀行等が生命保険募集人となる場合について

- ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ご契約のお申込みの有無により、銀行等の他の取引に影響が及ぶことはありません。

あなたの健康で安心なくらしをサポートします！

三井住友海上あいおい生命の保険にご加入いただいたお客さまへ、健康・医療、暮らし、介護・認知症に関する各種サービスをお電話にてご提供します。

満点生活応援団

介護すこやかデスク

「知っておきたい病気・医療」「健康マメ知識」「食で健康」「健康ライフ」の4つのカテゴリーについて身近な健康情報をご紹介しています。

からだケアナビ Karada-Care Navi

※詳しくは、右記コードまたは、三井住友海上あいおい生命ホームページからご確認ください。

Web約款 ご契約のしおり・約款

「保険でできるエコ」はじめませんか。

三井住友海上あいおい生命では、インターネットを利用してパソコンやタブレット端末等で「ご契約のしおり・約款」をご確認・ダウンロードいただける「Web約款」をご用意しています。
「Web約款」をご選択いただくことで、紙の使用量を削減し、地球環境保護に役立てることができますのでぜひご利用ください。

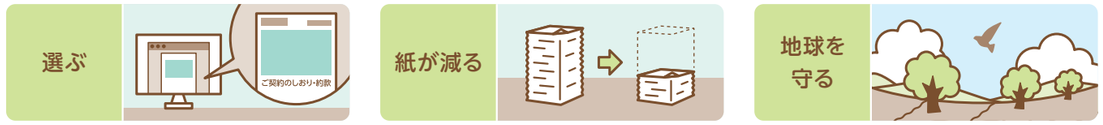

本冊子の記載内容は、2021年1月現在の法令等によるものです。今後、法令等の変更に伴い、取扱が変更となる場合があります。
生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

［引受保険会社］
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP
〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2
お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386（無料）
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます）
https://www.msa-life.co.jp

［募集代理店］

【MS】H6055-3 15,000 2020.11.01（改）62 2020-G-9077（2021.7.2）

Face to Face

しんきんの定期保険

立ちどまらない保険。
三井住友海上あいおい生命
MS&AD INSURANCE GROUP

2021.7

働けなくなったときも、万一のときも 毎月の安心をお届けします

人生の「もしも」を「安堵（あんど）」にかえる。
&LIFE アンドライフ

新収入保障保険

（払込期間中無解約返戻金型）無配当

Ⅰ型：新収入保障　Ⅵ型：新総合収入保障　Ⅶ型：新総合収入保障ワイド

イグアスの滝（アルゼンチン・ブラジル国境）

契約年齢範囲	18歳～80歳
保険期間	15年・20年・25年・30年満了、50歳～90歳満了（更新なし）

三井住友海上あいおい生命は、この保険の新規ご契約件数に応じて、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを 日本委員会（JCV）」へワクチン等の購入費用を寄付します。

⚠ この商品は三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。

定期保険のお申込みは信用金庫へ

この街と生きていく
SHINKIN 信用金庫

「もしも」のとき、あなたの生活は?

健康で元気なときは…

健康で元気なときは、給与などの
収入で家族の生活を支えています。

食費	住宅ローン・家賃
光熱費	水道費
教育費	通信費
貯蓄	生命保険料
習い事	損害保険料
趣味の費用	等…

●収支のバランスがとれています。

もしも、働けなく　なってしまったら…

病気の悪化で日常生活が
極めて困難になり、
退職せざるを得なくなった

就労不能

事故で障害が残り、
仕事が続けられなくなった

障　害

寝たきりになり、
介護が必要になった

介 護

たとえば　世帯主が働けなくなってしまうと…

●病気やケガで要介護状態や障害状態となってしまった場合、治療費や介護費用といった出費がかさみます。また、住宅ローンや教育費などの支払いは引き続き必要となります。

●収入が減少し、支出が増加することで家計の収支のバランスは大きく崩れてしまうかもしれません。

●働けなくなった場合でも、公的保障制度から傷病手当金や障害年金が支給される場合もありますが、それまでより収入が下がることがあります。

●ご家族が介助等をする場合も多いので、世帯主にかわり働いて収入を確保することが難しくなります。

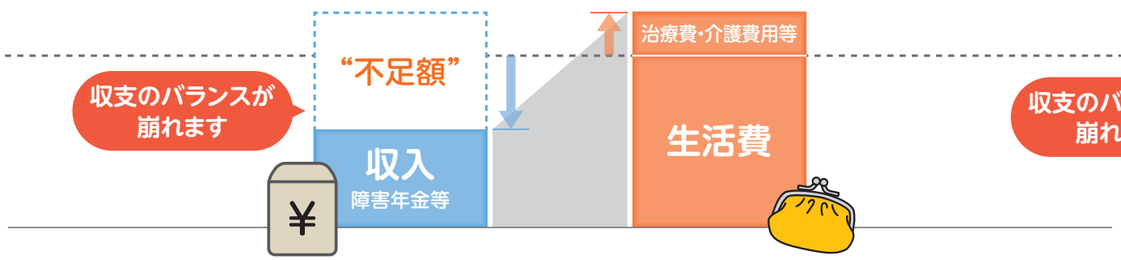

万一のときは…

病気やケガが原因で亡くなってしまった

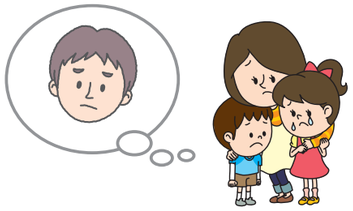

死 亡

たとえば　世帯主が亡くなってしまうと…

●世帯主が亡くなられたとき、収入は途絶えてしまいます。今までと変わらない生活を送るには、必要な生活費から世帯主の生活費(食費・小遣い等)など、不要となる金額を差し引いた額を準備することを考えます。

●また、公的年金制度から遺族年金が支給されるので、その分を考慮した金額を準備できれば安心です。

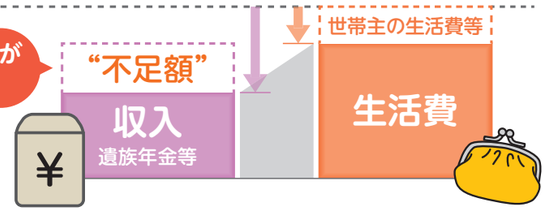

働けなくなったときや、万一のとき受けられる　公的保障制度についても知っておきましょう。

世帯主が働けなくなったとき

病気やケガで働けなくなった場合、公的保障制度から傷病手当金や障害年金が支給されることがあります。

●会社員・公務員等のイメージ

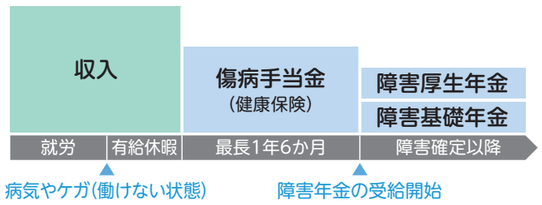

●自営業者等のイメージ

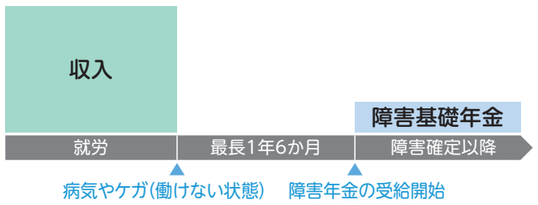

世帯主が万一のとき

残されたご家族に遺族年金が支給されます。

●会社員・公務員等のイメージ

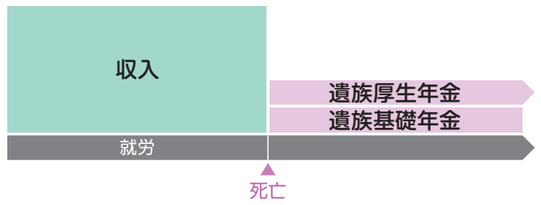

●自営業者等のイメージ

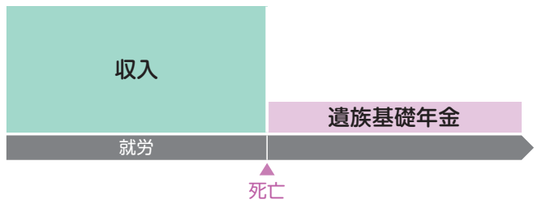

傷病手当金

・健康保険等にご加入の方が、業務外の病気やケガで連続する3日間を含み4日以上連続して仕事を休み、給与の支払いがない場合に、4日目から最長で1年6か月にわたって支給される制度です(健康保険等によっては1年6か月を超える場合もあります)。
※一般的に、国民健康保険の加入者(自営業者等)には傷病手当金はありません。

・支給開始日以前の継続した12か月間の各月の標準報酬月額の平均額を1／30にした額の2／3相当額が1日につき支給されます(被用者期間が12か月以上の場合)。

障害年金

・国民年金や厚生年金にご加入の方が、障害認定日(原則として初診日から1年6か月後)に法令で定める障害状態に該当していると認定された場合に支給される年金です。

・障害年金には障害基礎年金、障害厚生年金の2種類がありますが、どの障害年金を受け取れるかは加入している年金制度によって異なります。

・障害の程度によって障害等級が異なり(障害等級1級・2級・3級)、障害年金の額は等級や職業、家族構成等によって異なります。
※障害等級3級よりも軽い障害が残ったときは、一時金の障害手当金が支給される場合があります。

遺族年金

・国民年金や厚生年金にご加入の世帯主(生計を維持している方)が死亡した場合、残された遺族に対して支給される年金です。

・遺族年金の額は、職業、家族構成等によって異なります。

※本パンフレットに記載の公的制度の内容は2021年1月時点のものです。

「もしも」のときの経済的な 備えはできていますか?

働けなくなったとき

就労不能
障 害
介 護

障害・要支援・要介護認定されている人はどれくらいいるのでしょうか?

●障害基礎年金1級・2級の受給者数は**年々増加**しています。

障害基礎年金1級・2級 受給者数の推移

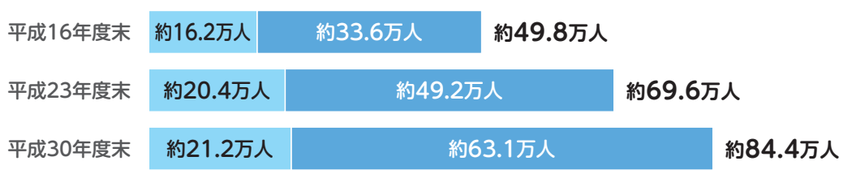

厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」 ※20歳前障害による受給者を除く

●要支援・要介護認定者数のうち、**約7割が要介護1～5**に該当します。

要介護・要支援認定者数

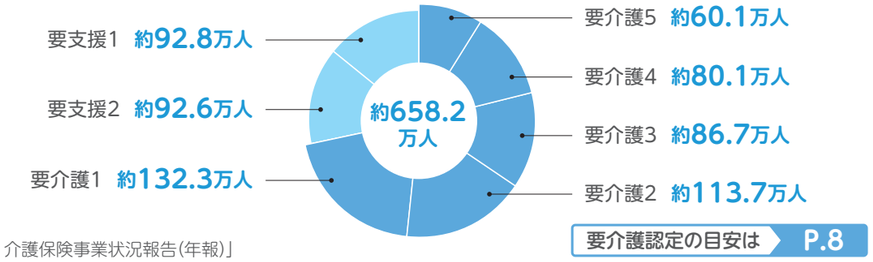

厚生労働省「平成30年度 介護保険事業状況報告(年報)」

要介護認定の目安は P.8

障害・介護にはどのような原因があるでしょうか?

●障害年金受給の主な原因は**精神障害や疾病、ケガなど**幅広いものが考えられます。

主な原因別 障害年金受給者割合(傷病別 1級・2級)

傷病名	障害等級1級	障害等級2級
精神障害	14.9%	45.1%
脳血管疾患	10.6%	5.3%
視器の疾患・外傷	9.9%	1.0%
外傷(脊柱・上肢・下肢・その他の外傷の合計)	4.4%	4.0%
耳の疾患・外傷	11.8%	0.7%
中枢神経系の疾患	10.3%	3.8%
腎疾患	0.1%	6.1%

厚生労働省「令和元年 年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」より三井住友海上あいおい生命試算

●介護が必要となった原因はさまざまですが、**疾病やケガを原因として**要介護状態になるリスクもあります。

介護が必要となった主な原因の構成割合

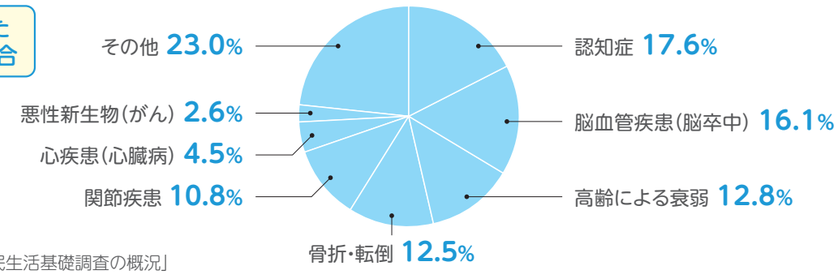

厚生労働省「令和元年 国民生活基礎調査の概況」

もし障害認定された場合、経済的にどのような影響があるでしょうか?

●障害年金受給世帯では、自分の障害年金のみが主な収入源となる世帯が**24.3%**です。

障害年金受給世帯の主な収入源(上位5位)

1位	自分の障害年金	24.3%
2位	自分の障害年金と父母の収入	13.2%
3位	自分の障害年金と配偶者の収入	11.4%
4位	父母の収入	10.1%
5位	自分の労働収入と障害年金	9.3%

厚生労働省「令和元年 年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」 ※複数回答可。「その他の組み合わせ」を除く。

●障害年金受給世帯の世帯収入は**月額約16.0万円**です。

障害年金受給世帯の世帯収入

すべての世帯の世帯収入注1	月額約36.4万円(年額約437万円)
障害年金受給世帯の世帯収入注2	月額約16.0万円(年額約193万円)

注1 厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査」※世帯の年間所得金額の中央値
注2 厚生労働省「令和元年 年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」
※世帯の年間収入(含む年金)の中央値

万一のとき

死 亡

●遺族年金受給世帯の世帯収入は**月額約16.0万円**です。

遺族年金受給世帯の世帯収入

すべての世帯の世帯収入注1	月額約36.4万円(年額約437万円)
遺族年金受給世帯の世帯収入注2	月額約16.0万円(年額約193万円)

注1 厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査」※世帯の年間所得金額の中央値
注2 厚生労働省「平成27年 年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)」
※世帯の年間収入(含む年金)の中央値

もしものときの保険料負担も無視できません。

●病気の治療が終わっても、今までのように働けなくなってしまうことがあります。
働けなくなったときの保険料負担の不安が残ります。

疾患罹患後の勤め先の就業継続・退職の状況

ガンの場合	心疾患の場合	脳血管疾患の場合
退職した人の割合 20.6%(約4.9人に1人)	退職した人の割合 17.7%(約5.7人に1人)	退職した人の割合 22.5%(約4.5人に1人)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構「平成30年 病気の治療と仕事の両立に関する実態調査(WEB患者調査)」

「もしも」のときに合理的 に備えることができます

※「&LIFE 新収入保障」、「&LIFE 新総合収入保障」、「&LIFE 新総合収入保障ワイド」は「新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型) 無配当」の販売名称です。

特徴1 「もしも」のとき、毎月一定の生活費を確保できます

●万一のときだけでなく働けなくなったとき、ご自身やご家族の生活を支える資金(年金)を保険期間満了まで毎月お受け取りいただけます。

ご契約例

新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型) 無配当
ご契約年齢・性別:30歳・男性　保険契約の型:Ⅶ型　基本年金月額:10万円
保険期間・保険料払込期間:65歳満了　最低支払保証期間:2年　新保険料払込免除特約付
月払保険料(口座振替扱):7,630円

■年金受取のイメージ

年金のお受取方法を選択できます　まとまった資金が必要な場合は、一括でお受け取りいただける方法があります。 詳しくは P.12

■年金受取総額の推移(イメージ)

上記の契約例の場合、年金受取総額をお支払事由に該当した時期ごとに図で示すと以下のようになります。

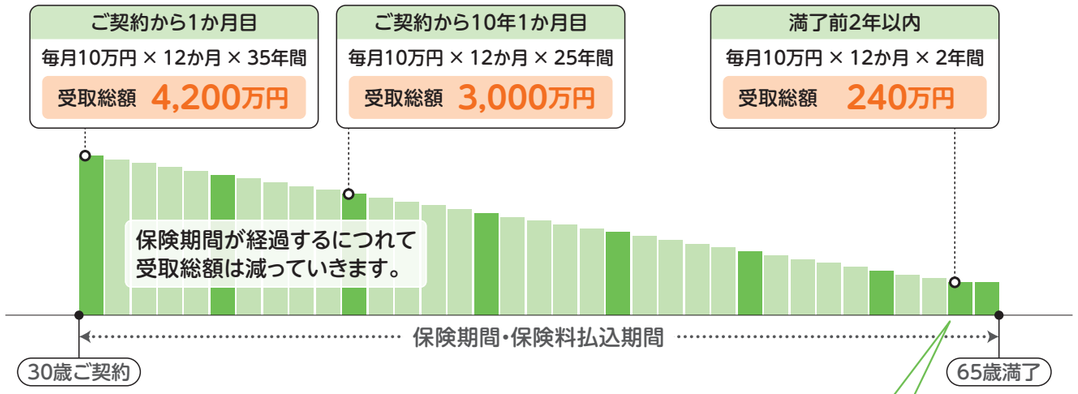

最低支払保証期間があります　年金のお支払事由に該当したときから保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たない場合でも、最低支払保証期間のお支払いを保証します。最低支払保証期間は、5年(60回)・2年(24回)・1年(12回)から選ぶことができます。

POINT

一般的に、必要となる保障額は期間の経過とともに減っていきます。この保険は、期間の経過とともに年金受取総額が減少していきますので、合理的に保障を確保できます。

■必要となる生活費の推移

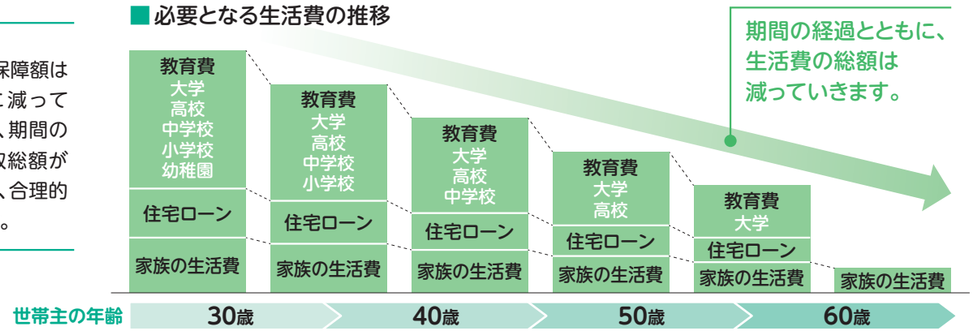

特徴2 ニーズに合わせて保障の範囲をお選びいただけます

●ニーズに合わせて保障の範囲をお選びいただけます。
さらに、保障を充実させるオプションや保険料が割引になるオプション等をご用意しております。

保険契約の型			Ⅰ型	Ⅵ型	Ⅶ型
万一のとき	死亡	収入保障年金	●	●	●
	高度障害	高度障害年金	●	●	●
働けなくなったとき	障害・介護	生活障害年金 日常生活介護年金	—	●	●
	就労不能(除く精神障害)	就労不能障害年金	—	—	●

＋

詳しくは P.7~10

オプション				
メンタル就労不能障害保障特則	メンタル就労不能障害一時金	—	—	●
新保険料払込免除特約		●	●	●
健康診断料率適用特約		●	●	●
健康優良割引(区分料率適用特約)		●	●	●
リビング・ニーズ特約		●	●	●

※メンタル就労不能障害保障特則は、保険契約の型がⅦ型の場合に付加することができます。
※保険期間を通じて解約返戻金はありません。
※保険契約の型は、保険期間の途中で変更できません。

特徴3 精神障害による就労不能に備えることができます

詳しくは P.9

●保険契約の型がⅦ型の場合、メンタル就労不能障害保障特則を付加することにより、精神障害により就労不能状態になられたとき、一時金をお受け取りいただけます。
●メンタル就労不能障害一時金は、100万円・200万円・300万円・500万円から選択いただけます。

特徴4 もしものときに保険料のお払込みは不要になります

詳しくは P.15

●年金のお支払事由に該当したときには、以後の保険料のお払込みは不要になります。
●新保険料払込免除特約を付加することにより、悪性新生物(ガン)と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院されたとき、以後の保険料のお払込みは不要となり、保障はそのまま継続します。

さらに 保険料が割引になるオプションがあります

詳しくは P.13

●健康診断料率適用特約、健康優良割引(区分料率適用特約)を付加することにより、健康診断の受診状況、健康状態や喫煙歴、自動車等の運転履歴に応じて、保険料を割り引きます。

お支払いできる場合（お支払事由）

●年金のお支払事由に該当したときには、以後の保険料のお払込みは不要になります。

保険契約の型			年金	お支払いできる場合（お支払事由）	
Ⅰ型	Ⅵ型	Ⅶ型			
●	●	●	収入保障年金	死亡されたとき	
●	●	●	高度障害年金	病気やケガで、約款所定の**高度障害状態**になられたとき　三井住友海上 あいおい生命基準	約款所定の高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。 病気やケガを問わず ●両眼の視力をまったく永久に失ったもの ●言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの ●両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの ●両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの ●1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの ●1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ●中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
—	●	●	生活障害年金 右記のいずれかに該当されたとき	病気やケガで、**国民年金法にもとづき、障害等級1級の状態**に該当していると認定されたとき　公的制度連動	障害等級1級の状態とは、他人の介助がなければほとんど日常生活を送ることができない状態をいいます。 たとえば身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできない状態です。
				病気やケガで、約款所定の**特定障害状態**になられたとき　三井住友海上 あいおい生命基準	約款所定の特定障害状態とは、下記のいずれかに該当する状態にあり、かつ、その状態が永続的に回復しない状態をいいます。 病気やケガを問わず ●両眼の視力の和が0.04以下（矯正後）のもの ●両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ●両上肢の機能に著しい障害を有するもの ●両上肢のすべての指を欠くもの ●両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ●両下肢の機能に著しい障害を有するもの ●体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの ●前記に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前記と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ●精神の障害であって、前記と同程度以上と認められる程度のもの ●身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前記と同程度以上と認められる程度のもの
—	●	●	日常生活介護年金 右記のいずれかに該当されたとき	病気やケガで、**公的介護保険制度に定める要介護1以上の状態**に該当していると認定されたとき　公的制度連動（40歳以上） ●公的介護保険制度における留意点（2021年1月現在） 公的介護保険制度は40歳以上の方が対象ですが、第2号被保険者（公的医療保険に加入している40～64歳の方）は給付原因が限定されており、加齢に伴う16種類の特定疾病により介護や支援が必要と認められた場合に給付を受けることができます。 Q&Aは P.25	公的介護保険制度に定める要介護認定の目安 軽度↑ 重度↓ お支払対象 区分 ／ 要介護認定の目安 要支援1：入浴や掃除など日常生活の一部に見守りや手助けが必要 要支援2：食事や排泄など時々介助が必要で、立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。この状態のうち、介護予防サービスにより状態の維持や改善が見込まれる人は要支援2になる。 要介護1：食事や排泄に何らかの介助が必要、立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要 要介護2：食事や排泄に一部介助が必要、入浴などに全面的に介助が必要、片足での立位保持ができない。 要介護3：食事に一部介助が必要、排泄や入浴などに全面的な介助が必要、両足での立位保持がほとんどできない。 要介護4：食事や排泄がひとりでできず、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。 要介護5 （公財）生命保険文化センター「定年Go!」（2019年2月改訂版）
				満65歳未満の被保険者について、病気やケガで、**約款所定の日常生活介護状態**が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき　三井住友海上 あいおい生命基準（65歳未満） 約款所定の日常生活介護状態とは、次のいずれかに該当した場合をいいます。 (1)「日常生活動作表」の1～5のうち**1項目以上が全部介助または一部介助**に該当する状態 (2)器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態 Q&Aは P.25	日常生活動作表

項目	全部介助	一部介助
1. 歩行 立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか。	介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。	補装具等を使用しても介助がなければ困難。
2. 衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。	衣服を工夫しても介助がなければ困難。
3. 入浴 浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。	浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。
4. 食物の摂取 眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後片付け等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。	食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。
5. 排泄 排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。	特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難。

次ページに続く

お支払いできる場合（お支払事由）

保険契約の型 Ⅰ型	保険契約の型 Ⅵ型	保険契約の型 Ⅶ型	年金・一時金	お支払いできる場合（お支払事由）	
—	—	●	**就労不能障害年金** 右記のいずれかに該当されたとき	病気やケガで、**国民年金法にもとづき障害等級2級の状態**（精神障害等を除く[注1]）に該当していると認定されたとき 公的制度連動 注1 次のいずれかに該当していると認定された場合、就労不能障害年金はお支払いできません。 ●障害等級2級の第16号（精神の障害であって、第1号から第15号までと同程度以上と認められる程度のもの） ●障害等級2級の第17号（身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が第1号から第16号までと同程度以上と認められる程度のもの）	障害等級2級の状態とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活が極めて困難で労働することができない状態をいいます。たとえば家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできない状態です。
				病気やケガで、**約款所定の就労不能障害状態**[注2]になられたとき 三井住友海上あいおい生命基準	注2 約款所定の就労不能障害状態とは、下記のいずれかに該当する状態にあり、かつ、その状態が永続的に回復しない状態をいいます。 病気やケガを問わず ●両眼の視力の和が0.05以上0.08以下（矯正後）のもの ●両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの ●平衡機能に著しい障害を有するもの ●両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの ●両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの ●一上肢の機能に著しい障害を有するもの ●一上肢のすべての指を欠くもの ●一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ●両下肢のすべての指を欠くもの ●一下肢の機能に著しい障害を有するもの ●一下肢を足関節以上で欠くもの ●体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの ※その他疾患・障害等における状態について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
—	—	●	**オプション** **メンタル就労不能障害一時金** 右記のいずれかに該当されたとき	病気やケガで、**国民年金法にもとづき精神の障害により障害等級1級または障害等級2級の状態**[注3]に該当していると認定されたとき 公的制度連動 注3 障害等級1級の第10号または障害等級2級の第16号の状態	注4 約款所定のメンタル就労不能障害状態とは、下記のいずれかに該当する状態（日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態をいいます。）にあり、かつ、その状態が永続的に回復しない状態をいいます。
				病気やケガで、**約款所定のメンタル就労不能障害状態**[注4]になられたとき 三井住友海上あいおい生命基準	1. 統合失調症によるものにあっては、欠陥状態または病状があるため、人格崩壊、思考障害、その他もう想・幻覚等の異常体験があるもの 2. そううつ病によるものにあっては、感情、欲動および思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したりまたはひんぱんに繰り返したりするもの 3. 非定型精神病によるものにあっては、欠陥状態または病状が前記1.、2.に準ずるもの 4. てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作または認知症、性格変化、その他の精神神経症状があるもの 5. 中毒精神病によるものにあっては、認知症、性格変化およびその他の持続する異常体験があるもの 6. 器質精神病によるものにあっては、認知症、人格崩壊、その他の精神神経症状があるもの 7. 知的障害によるものにあっては、精神能力の全般的発達に遅滞があるもの

※保険期間を通じて解約返戻金はありません。
※収入保障年金・高度障害年金・生活障害年金・日常生活介護年金・就労不能障害年金のいずれかを保険期間満了（最低支払保証期間を含む）までお支払いした場合、保険契約は消滅します。
※収入保障年金・高度障害年金・生活障害年金・日常生活介護年金・就労不能障害年金は、重複してお支払いできません。
※国民年金法・介護保険法等の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て年金等のお支払事由を国民年金法・介護保険法等の改正に適した内容に変更することがあります。
※お支払事由については、必ず「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

※メンタル就労不能障害一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。
※メンタル就労不能障害一時金については、年金でお受け取りいただくことはできません。
※次のいずれかに該当した場合、メンタル就労不能障害保障特則は消滅します。
・メンタル就労不能障害一時金が支払われたとき。ただし保険契約は存続します。
・収入保障年金・高度障害年金・生活障害年金・日常生活介護年金・就労不能障害年金のいずれかが支払われたとき。
※同一の被保険者が三井住友海上あいおい生命のメンタル就労不能障害保障特則を複数契約することはできません。

障害年金の認定事例

国民年金法にもとづく障害等級1級・2級に認定された事例です。
障害等級は「身体の機能の障害」または「長期にわたり安静を必要とする病状」の程度によって決定されます。

障害等級1級の状態とは?

他人の介助がなければほとんど日常生活を送ることができない状態。たとえば身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできない状態。

障害等級1級の認定事例

肢体の障害(くも膜下出血)　30代男性

くも膜下出血によって右上下肢に麻痺が残り、歩行ができなくなった。常時介護が必要な状態となり、障害等級1級と認定された。

眼の障害(脳出血)　30代男性

脳出血を発症し、救急車で病院に運ばれ、2か月間入院した。肢体には麻痺はなかったが、視力が低下し、両眼の視力の和が0.04となった。日常生活は家族の援助が必要な状態となり、障害等級1級と認定された。

障害等級2級の状態とは?

必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活が極めて困難で労働することができない状態。たとえば家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできない状態。

障害等級2級の認定事例

心疾患による障害(心筋梗塞)　40代女性

ある日突然、胸の痛みに襲われ入院。心筋梗塞と診断され、血管を広げる治療を受けた。退院後仕事に復帰したが、再度入院。動悸、呼吸困難、息切れ、浮腫等の症状があり、退職。1日の半分以上は横になっており、身のまわりのことは家族の援助が必要な状態となり、障害等級2級と認定された。

肢体の障害(交通事故)　20代男性

バイクの運転中、カーブを曲がりきれずに転倒。バイクから投げ出された際に受傷。左腕の感覚が麻痺し、また上腕全体をほとんど動かすことができなくなってしまい、事故に遭う以前の半分以下まで機能が低下。障害等級2級と認定された。

要介護1の認定事例

要介護1の状態とは?

概ね6か月以内に、疾病等により日常生活に支障(不安定さ)が見られ、それに伴い介護度の見直しが必要な状態。もしくは理解力や判断力の低下があるため、日常生活に支障をきたすような症状・行動等が多少みられるが、誰かが注意していれば自立している状態。

脳梗塞　50代男性

脳梗塞を発症し入院。その後リハビリを行い、退院した。リハビリの甲斐があり、立ち上がるときや片足で立つときに多少の助けが必要な状態まで回復し、要介護1に認定された。また、在宅での自立した生活を継続するために、手すりの取り付けを行った。

関節リウマチ　50代女性

関節リウマチにより手足の指に、こわばり、疼痛、しびれ、熱感がある。歩行時に不安定になり、重いものを持つことができないため、買い物や洗濯等の一部介助が必要となり、要介護1と認定された。

※障害等級・要介護の認定は症状等から総合的に判断されるため、上記と同様の事例でも認定の結果が異なる場合があります。
※本パンフレットに記載の公的制度の内容は2021年1月時点のものです。

[監修] YORISOU社会保険労務士法人 松山純子

年金のお受取方法をお選びいただけます

収入保障年金・高度障害年金・生活障害年金・日常生活介護年金・就労不能障害年金はいずれも、毎月所定の年金を受け取る方法のほか、年金を一括で受け取る方法もあります。
ただし、年金を一括で受け取るときの金額は、毎月所定の年金を受け取るときの受取総額とは異なります。
具体的な金額は年金のご請求手続きの際にお問合せください。

ご契約例

新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型) 無配当
ご契約年齢・性別:30歳・男性　保険契約の型:Ⅶ型　基本年金月額:10万円
保険期間・保険料払込期間:65歳満了　最低支払保証期間:2年　新保険料払込免除特約付
月払保険料(口座振替扱):7,630円　お支払事由に該当した年齢:40歳(ご契約から10年1か月目)

受取方法1　年金受取

●保険期間満了まで、毎月所定の年金をお受け取りいただけます。

毎月10万円 × 12か月 × 25年

毎月10万円　毎月10万円　毎月10万円　毎月10万円　……　毎月10万円

40歳　65歳満了

年金受取総額
3,000万円

受取方法2　一括受取

●年金のお支払事由に該当されたとき、将来お受け取りいただく年金の現価相当額約2,849万円を一括でお受け取りいただけます。

約2,849万円

40歳

※年金の一括受取をした場合には、保険契約は消滅します。

年金一括受取額
約2,849万円

受取方法3　一部一括受取

●お子さまの大学進学時など、任意のタイミングで残りの年金を一括でお受け取りいただけます。

毎月10万円 × 12か月 × 15年

毎月10万円　毎月10万円　毎月10万円　毎月10万円　……　約1,182万円

40歳　55歳(ご契約から25年1か月目)

受取総額
約2,982万円

●初めにまとまった資金が必要なとき、将来お受け取りいただく年金の一部を一時金で、残りの金額を毎月の年金でお受け取りいただけます。

※年金の一部を一括で受け取り、残りを年金で受け取るには、お支払事由が発生し年金を請求されるときに「年金支払特約」を付加していただきます。(三井住友海上あいおい生命所定の条件を満たす場合に限ります)
※年金のお受け取りは年金基金設定日(「年金支払特約」を付加した日)の1年後から開始します。
※年金額は、年金基金設定時の基礎率で計算します。

特約 健康診断の受診状況、健康状態や喫煙歴、自動車　等の運転履歴により、保険料が割り引かれます

健康診断料率適用特約 NEW

この特約を付加することで保険料が割安になります。

●被保険者の健康診断の受診状況が三井住友海上あいおい生命所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより、保険料を割り引きます。

健康診断結果のご提出は申込時のみ

健康診断料率適用基準（下記のすべてに該当）

■ 被保険者が受診した「人間ドック」「特定健康診査」「生活習慣病予防検診」「職場の健康診断」等の健康診断結果をご提出いただくこと（受診（検査）日から告知日まで1年2か月以内のもの）

■ 健康診断結果は、三井住友海上あいおい生命の定める必要検査項目をすべて満たしていること（年齢や健康状態の確認方法により必要検査項目が異なります）

健康優良割引（区分料率適用特約）

本特約は基本年金月額10万円以上となる場合、付加できます。

この特約を付加することで保険料が割安になります。

●被保険者の健康状態その他が三井住友海上あいおい生命所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより、**健康状態、喫煙歴等の状況、自動車等の運転履歴に応じて保険料を割り引きます。**

※「健康優良割引」は、「区分料率適用特約」の販売名称です。
※「健康優良割引」の各基準に該当しないからといって、被保険者の健康状態や運転技術が必ずしも優良ではないということではありません。
※診査の結果や通院歴、既往症・現症等によっては、ご契約に特別な条件を付けずにお引受けする場合でも、お申込みの健康優良割引を適用できない場合があります。また、ご契約を特別な条件付きでお引受けする場合（健康優良割引は適用できません）、あるいはご契約自体をお引受けできない場合があります。

非喫煙者の基準

■ 過去1年間喫煙していないこと（喫煙には、紙巻タバコの他、葉巻、パイプ、噛みタバコ、ニコチンを含有する加熱式タバコ・電子タバコ・製剤（ニコチンガム、ニコチンパッチ）等を含みます）

⚠ 告知に加えて三井住友海上あいおい生命所定の検査で確認させていただきます。受動喫煙（副流煙）等の影響で喫煙反応があった場合には、「非喫煙者の基準」に該当しませんのでご留意ください。

優良体の基準（下記のすべてに該当）

■ 血圧値が優良体の基準の範囲内であること

■ BMI（ボディ・マス・インデックス）の値が優良体の基準の範囲内であること

血圧値の基準

(mmHg)

最　高	最　低
139以下	89以下

※血圧値が最高値・最低値ともに上表の範囲内であることが必要です。

BMI（ボディ・マス・インデックス）値の基準

BMI値は、身長・体重のバランスを判断する指標のひとつとして国際的に広く用いられています。

BMI値＝体重(kg)÷{身長(m)}²

BMI値の優良体の基準は18.0以上27.0以下です。

端数処理について：「体重(kg)」は小数点以下第1位を、「身長(m)」および「{身長(m)}²」は小数点以下第3位を、それぞれ切り捨て、BMI値は小数点以下第2位を四捨五入します。

優良運転者の基準（下記のいずれかに該当）

「非喫煙者の基準」または「優良体の基準」に該当された方はさらに割安になる場合があります。

■ 自動車保険の契約等級が12等級以上であること

■ 「ゴールド運転免許証」を持っていること

■ 運転免許を持っていないこと

※免許の取消・停止の場合を除きます。

ご契約例

新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）無配当
ご契約年齢・性別：30歳・男性　保険契約の型：Ⅶ型　基本年金月額：10万円
保険期間・保険料払込期間：65歳満了　最低支払保証期間：2年　新保険料払込免除特約付
標準体保険料（月払・口座振替扱）：7,630円

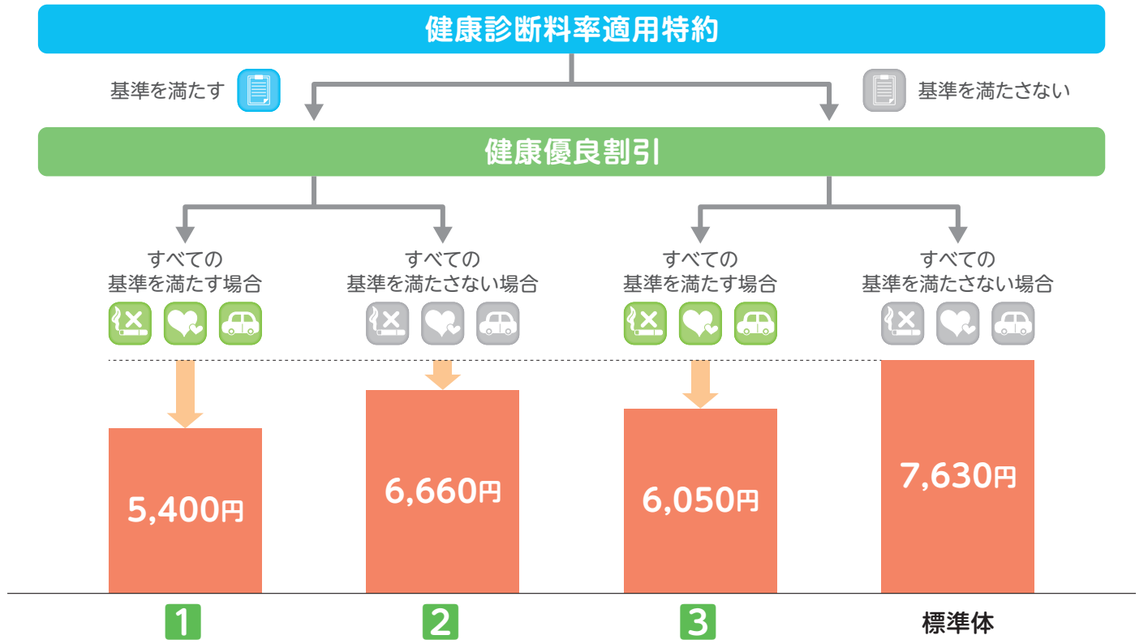

1 「健康診断料率適用特約」と「健康優良割引」のすべての基準を満たす場合

健康診断料率適用基準　非喫煙者の基準　優良体の基準　優良運転者の基準

5,400円　約29.2%割引

（健康診断SD非喫煙者優良体保険料率注）

2 「健康診断料率適用特約」の基準のみを満たす場合

健康診断料率適用基準　非喫煙者の基準　優良体の基準　優良運転者の基準

6,660円　約12.7%割引

（健康診断保険料率）

3 「健康優良割引」のすべての基準のみを満たす場合

健康診断料率適用基準　非喫煙者の基準　優良体の基準　優良運転者の基準

6,050円　約20.7%割引

（SD非喫煙者優良体保険料率注）

※割引率（額）は、ご契約内容・年齢・性別により異なります。上記以外の保険料率での保険料は、三井住友海上あいおい生命の代理店・社員までお問い合わせください。
※健康優良割引における非喫煙者の基準、および優良体の基準をいずれも満たさない場合、健康優良割引を適用できません。
注「SD」とは、区分料率適用特約における「優良運転者（セーフティ・ドライバー）」を示す三井住友海上あいおい生命の呼称です。

特約

新保険料払込免除特約

この特約を付加することで保険料が上がります。

もしものときに保険料のお払込みは不要になります

悪性新生物（ガン）注1と診断確定されたとき、**心疾患注2・脳血管疾患で入院**されたとき、保障はそのままで以後の**保険料のお払込みは不要**になります。

入院日数・手術の有無は問いません

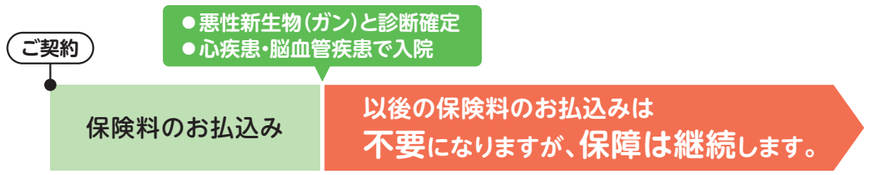

注1 責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（ガン）にかかったと医師によって診断確定されたとき。
上皮内ガン、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンおよび責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された乳ガンを除きます。
注2 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。
※新保険料払込免除特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

対象となる心疾患

「急性心筋梗塞」に加え、
「狭心症」「慢性虚血性心疾患」「心筋症」「心不全」「不整脈」等

対象となる脳血管疾患

「脳卒中（くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞）」に加え、
「脳動脈瘤」「一過性脳虚血発作」等

●心疾患の総患者数の内訳

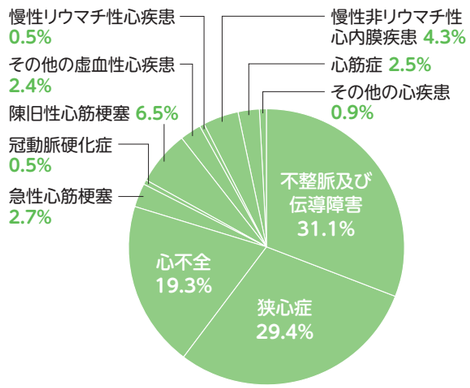

不整脈及び伝導障害、狭心症、心不全が
79.9%を占める

※高血圧性心疾患を除きます。（厚生労働省「平成29年患者調査」）

●脳血管疾患の総患者数の内訳

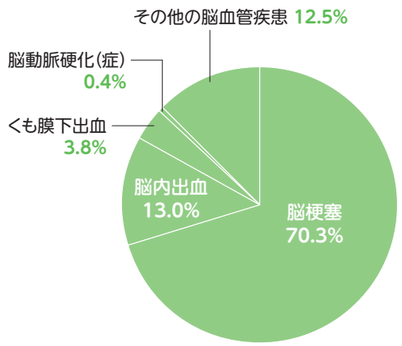

脳卒中（脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血）が
87.0%を占める

（厚生労働省「平成29年患者調査」）

リビング・ニーズ特約

この特約を付加しても保険料は変わりません。

●被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、リビング・ニーズ保険金として、収入保障年金の一部または全部を被保険者にお支払いします。

リビング・ニーズ保険金のお支払いは1契約について1回を限度とします。特約基準保険金額（ご請求額）は、被保険者お1人につき他のご契約を通算して3,000万円を限度とします。また、特約基準保険金額（ご請求額）から対応する6か月分の「利息および保険料相当額」を差し引きます。

ご契約後、保障内容を見直しいただくことも可能です

「他の保険種類への加入」制度について

ご契約後、三井住友海上あいおい生命所定の要件（ご契約から2年超経過し、保険期間満了日または解約日の翌日からその日を含めて1か月以内等）を満たす場合、告知書の提出なしで、新しい保険種類（終身保険（低解約返戻金型））にご加入いただけます。

●イメージ図

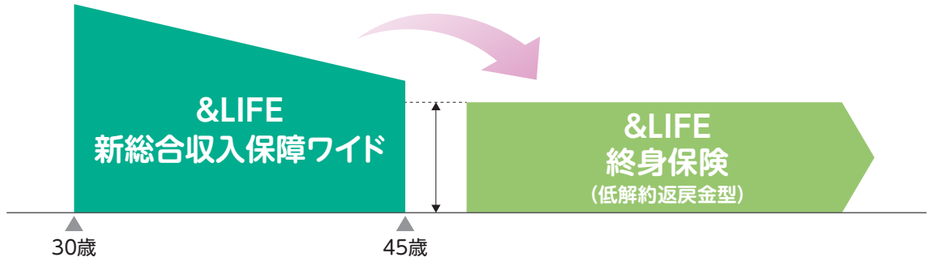

本制度をご検討いただく際には下記の点にご注意ください。

●本制度は、告知書の提出をせずに新たなご契約にご加入いただけるものであり、その他のご契約条件は本制度を利用せずに新しくご契約いただく場合と同じです。

●新たなご契約の責任開始日から3年以内の被保険者の自殺によりお支払事由に該当しても、保険金等はお支払いできません。

●新たなご契約の責任開始日前に生じていた病気やケガにより、高度障害保険金等のお支払事由や保険料のお払込みを免除する事由が生じた場合、保険金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。

●新たなご契約の保険料はご契約いただく時点における被保険者の年齢、保険料率により新たに算出します。

●変更前のご契約（主契約または特約）を特別な条件でお引受けしていた場合や失効された場合等、本制度をご利用いただけないことがあります。

●新たなご契約における保障額は、変更前のご契約における保険期間満了時または解約時の保障額以下となります。

●新たなご契約には健康診断料率適用特約、健康優良割引（区分料率適用特約）を適用できません。

●変更前のご契約に新保険料払込免除特約が付加されていない場合、新たなご契約に保険料払込免除特約を付加することはできません。

●「注意喚起情報」の「新たな保険契約へのお申込みについて」を必ずご確認ください。

※「&LIFE 終身保険（低解約返戻金型）」は「終身保険（低解約返戻金型） 無配当」の販売名称です。
※本制度の取扱条件等は、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。
※変更後契約は2021年7月現在の商品を記載しています。対象保険種類は、今後変更となる場合がありますので、本制度をご検討いただく際には必ずご確認ください。

次のような方法もご利用いただけます。

減額　現在ご契約の保険金額を減額することができます。
※メンタル就労不能障害一時金額の減額はできません。

追加契約　現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただけます。

※保険種類、ご契約内容によりお取扱いの制限がありますので、三井住友海上あいおい生命の代理店・社員またはお客さまサービスセンターまでご照会ください。

もしものときに、ご家族が安心して生活するために必要な金額（必要保障額）を計算してみましょう!

※本ページの記載事項はお客さまが必要保障額の目安を簡易的に算出するための参考資料であり、必要保障額の考え方の一例をご案内するものです。

1 世帯主がお亡くなりになられたときの必要保障額の目安　死亡

「現在の生活費等」から「万一のときに確保できる収入（遺族年金・配偶者の収入等）」や「不要となる支出」を差し引くと、万一のときの必要保障額（月額）の目安を算出することができます。

<計算式>

	現在の生活費等（家計全体）	現在、実際にかかっている毎月の諸費用注（または手取収入）をご記入ください。	月　万円
	注 食費、水道光熱費、通信費、教育費、日用品、娯楽費、住宅ローン、家賃、生命・損害保険料、社会保険料、貯蓄 等		
−	住宅ローン返済額	債務者がお亡くなりになられた場合、住宅ローンは団体信用生命保険により完済され、住宅ローン債務は0円になります。	月　万円
−	遺族年金額	遺族年金額早見表（P.19）を参考にして概算額を算出し、ご記入ください。	月　万円
−	世帯主の生活費	実際にかかっている費用（食費、小遣い、趣味の費用等）をご記入ください。（※毎月の生活費の2割程度が目安です）	月　万円
−	配偶者の収入等	配偶者の収入や、不動産収入等があれば、ご記入ください。	月　万円
＝	お亡くなりになられたときの必要保障額の目安（月額）		月　万円

2 いつまで保障が必要なのか?考えてみましょう!

- ☑ お子さまが独立するまで（末子の大学卒業など）
- ☑ 世帯主の定年退職まで
- ☑ 配偶者の老齢基礎年金支給開始時まで
- ☑ その他

▶ 保障が必要な期間　歳から　歳まで　年間

3 現時点の必要保障額（総額）の目安を算出してみましょう!

必要保障額の目安（月額）　月　万円 ✕ 12か月 ✕ 保障が必要な期間　年間 ＝ 現時点の必要保障額（総額）　万円

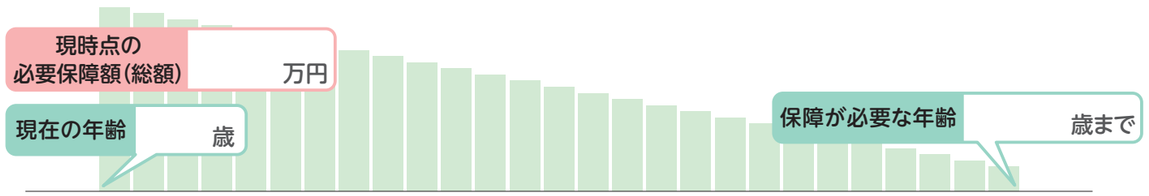

参考資料　生活費・住宅ローンの金額

■ご家族の生活費

二人以上の世帯の月間生活費（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）

30歳代	約28万円
40歳代	約33万円
50歳代	約36万円

総務省「令和元年 家計調査年報」

■住宅ローン

住宅ローン返済世帯の月間平均返済額（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）

約9万円（年間約110万円）

総務省「令和元年 家計調査年報」より三井住友海上あいおい生命試算

1 世帯主が働けなくなったときの必要保障額の目安　就労不能・障害・介護

「現在の生活費等」から「働けなくなったときに確保できる収入（障害年金・配偶者の収入等）」や「不要となる支出」を差し引くと、働けなくなったときの必要保障額（月額）の目安を算出することができます。

<計算式>

	現在の生活費等（家計全体）	現在、実際にかかっている毎月の諸費用注（または手取収入）をご記入ください。	月　万円
	注 食費、水道光熱費、通信費、教育費、日用品、娯楽費、住宅ローン、家賃、生命・損害保険料、社会保険料、貯蓄 等		
−	住宅ローン返済額	⚠ ご加入の団体信用生命保険によっては、要介護状態や就労不能状態の場合は保険金が支払われず住宅ローンの返済が続く場合があります。	月　万円
−	障害年金額	障害年金額早見表（P.20）を参考にして概算額を算出し、ご記入ください。	月　万円
−	配偶者の収入等	配偶者の収入や、不動産収入等があれば、ご記入ください。	月　万円
＝	働けなくなったときの必要保障額の目安（月額）		月　万円

※要介護状態や就労不能状態の場合、治療費や介護にかかる費用が、生活費とは別に必要となります。

2 いつまで保障が必要なのか?考えてみましょう!

- ☑ お子さまが独立するまで（末子の大学卒業など）
- ☑ 世帯主の定年退職まで
- ☑ 配偶者の老齢基礎年金支給開始時まで
- ☑ その他

▶ 保障が必要な期間　歳から　歳まで　年間

3 現時点の必要保障額（総額）の目安を算出してみましょう!

必要保障額の目安（月額）　月　万円 ✕ 12か月 ✕ 保障が必要な期間　年間 ＝ 現時点の必要保障額（総額）　万円

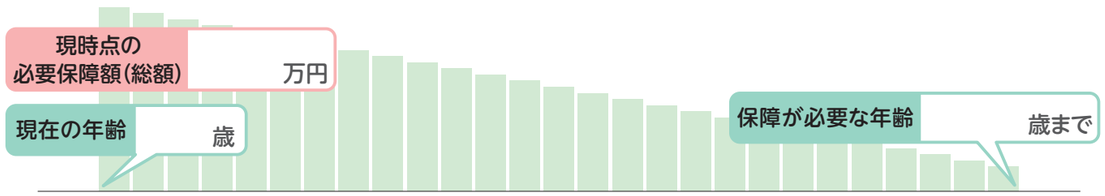

参考資料　介護の費用

※公的介護保険サービスの自己負担費用を含む。

長期間、毎月一定額の費用がかかる場合もあります。

月々の費用　毎月支払った費用

●介護事業者が提供する介護サービスの利用料
●介護用品の購入費用 など

1か月あたり平均 **7.8万円**

※「支払った費用はない」を0円として平均を算出しています。

(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」

［高額介護サービス費について］

1か月に利用したサービスの利用額のうち、自己負担額が世帯合計で、所得に応じて定められた上限額（15,000～44,400円）をこえた場合、こえた額が申請により支給されます。

遺族年金額早見表

万一のとき

万一のときには、公的年金制度から遺族年金が支給されます。

※記載の年金額は、下記の計算条件に基づくものです。職業や収入、ご家族構成によって金額は異なります。

●ご家族が受け取ることができるひと月あたりの遺族年金額

(単位:万円)

平均標準報酬月額	会社員・公務員等世帯（遺族基礎年金+遺族厚生年金）							
	妻のみ		妻と子1人		妻と子2人		妻と子3人	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
20万円	90.6	7.5	132.7	11.0	155.2	12.9	162.7	13.5
25万円	98.7	8.2	140.7	11.7	163.2	13.6	170.7	14.2
30万円	106.7	8.8	148.7	12.3	171.2	14.2	178.7	14.8
35万円	114.7	9.5	156.7	13.0	179.2	14.9	186.7	15.5
40万円	122.7	10.2	164.7	13.7	187.2	15.6	194.7	16.2
45万円	130.7	10.8	172.8	14.4	195.2	16.2	202.7	16.8
50万円	138.7	11.5	180.8	15.0	203.3	16.9	210.8	17.5

(単位:万円)

自営業世帯（遺族基礎年金）							
妻のみ		妻と子1人		妻と子2人		妻と子3人	
年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
0.0	0.0	100.6	8.3	123.1	10.2	130.6	10.8

遺族年金額早見表における注意事項

①この表は2020年10月時点の公的年金制度に基づいて作成しています。
②子とは、18歳年度末を迎えるまで(または20歳未満で障害等級1級・2級の状態)の子のことです。
③公務員等の世帯については、死亡の原因が公務や通勤災害によらない場合の金額です。
④遺族年金の支給条件等の詳細は、市町村役場・年金事務所・各共済組合等にお問い合わせください。

遺族年金額早見表の計算条件

・遺族厚生年金の年金額は、2004年法改正時の年金額計算式(本来水準)で算出しています。
・遺族厚生年金については、厚生年金の加入期間を25年間(2003年3月以前を90か月、同年4月以降を210か月の計300か月)として算出していますが、各年金額は計算上の概算値であり、将来の給付を保証するものではありません。
・2003年4月以降は総報酬制の適用を受けますが、本表では賞与総額を全月給の30%とし、平均標準報酬月額から平均標準報酬額を算出し、年金額に反映しています。
・会社員・公務員等の「妻のみ」の欄は、夫死亡時の妻の年齢が40歳～64歳の場合の金額であり、中高齢寡婦加算(年額約58.6万円)を含んでいます(経過的寡婦加算は含みません)。夫死亡時に40歳未満の場合は、表示金額(年金額)から中高齢寡婦加算を差し引いた金額となります。さらに、30歳未満の場合の遺族厚生年金は、5年間の有期給付となります。
・計算にあたっては2020年10月時点の年金額を使用しており、以後の改定率等は考慮しておりません。
・2015年10月より公務員等も厚生年金に加入していますが、同年9月までの旧共済年金の加入期間を有している場合には、その加入期間に応じた年金が遺族厚生年金に上乗せ支給されるケースがあります。
・表中の年金額は、各計算結果の千円未満を切捨て表示していますので、月額を12倍しても年額と一致しないことがあります。
・遺族年金生活者支援給付金については、考慮しておりません。

障害年金額早見表

働けなくなったとき

一定の障害状態になったときには、公的年金制度から障害年金が支給されます。

※記載の年金額は、下記の計算条件に基づくものです。職業や収入、ご家族構成によって金額は異なります。

●ご本人が受け取ることができるひと月あたりの障害年金額

(単位:万円)

	平均標準報酬月額	会社員・公務員等世帯（障害基礎年金+障害厚生年金）									
		配偶者なし		配偶者のみ		配偶者と子1人		配偶者と子2人		配偶者と子3人	
		年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
障害等級1級	20万円	151.1	12.5	173.6	14.4	196.1	16.3	218.6	18.2	226.1	18.8
	25万円	164.5	13.7	187.0	15.5	209.4	17.4	231.9	19.3	239.4	19.9
	30万円	177.8	14.8	200.3	16.6	222.8	18.5	245.3	20.4	252.8	21.0
	35万円	191.2	15.9	213.7	17.8	236.2	19.6	258.7	21.5	266.2	22.1
	40万円	204.5	17.0	227.0	18.9	249.5	20.7	272.0	22.6	279.5	23.2
	45万円	217.9	18.1	240.4	20.0	262.9	21.9	285.4	23.7	292.9	24.4
	50万円	231.3	19.2	253.8	21.1	276.2	23.0	298.7	24.8	306.2	25.5
障害等級2級	20万円	120.9	10.0	143.4	11.9	165.9	13.8	188.3	15.6	195.8	16.3
	25万円	131.6	10.9	154.0	12.8	176.5	14.7	199.0	16.5	206.5	17.2
	30万円	142.2	11.8	164.7	13.7	187.2	15.6	209.7	17.4	217.2	18.1
	35万円	152.9	12.7	175.4	14.6	197.9	16.4	220.4	18.3	227.9	18.9
	40万円	163.6	13.6	186.1	15.5	208.6	17.3	231.1	19.2	238.6	19.8
	45万円	174.3	14.5	196.8	16.4	219.3	18.2	241.8	20.1	249.3	20.7
	50万円	185.0	15.4	207.5	17.2	230.0	19.1	252.5	21.0	260.0	21.6

(単位:万円)

	自営業世帯（障害基礎年金）									
	配偶者なし		配偶者のみ		配偶者と子1人		配偶者と子2人		配偶者と子3人	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
障害等級1級	97.7	8.1	97.7	8.1	120.2	10.0	142.6	11.8	150.1	12.5
障害等級2級	78.1	6.5	78.1	6.5	100.6	8.3	123.1	10.2	130.6	10.8

セールス手帖社保険FPS研究所調べ(2020年10月)

障害年金額早見表における注意事項

①この表は2020年10月時点の公的年金制度に基づいて作成しています。
②子とは、18歳年度末を迎えるまで(または20歳未満で障害等級1級・2級の状態)の子のことです。
③公務員等の世帯については、障害の原因が公務や通勤災害によらない場合の金額です。
④障害年金の支給条件等の詳細は、市町村役場・年金事務所・各共済組合等にお問い合わせください。

障害年金額早見表の計算条件

・障害厚生年金の年金額は、2004年法改正時の年金額計算式(本来水準)で算出しています。
・障害厚生年金については、厚生年金の加入期間を25年間(2003年3月以前を90か月、同年4月以降を210か月の計300か月)として算出していますが、各年金額は計算上の概算値であり、将来の給付を保証するものではありません。
・2003年4月以降は総報酬制の適用を受けますが、本表では賞与総額を全月給の30%とし、平均標準報酬月額から平均標準報酬額を算出し、年金額に反映しています。
・配偶者がいる世帯の障害厚生年金の年金額には、一定の要件を満たす配偶者がいる場合の加給年金額(年額約22.4万円)を含んでいます。
・計算にあたっては2020年10月時点の年金額を使用しており、以後の改定率等は考慮しておりません。
・2015年10月より公務員等も厚生年金に加入していますが、同年9月までの旧共済年金の加入期間を有し、その期間中に初診日がある場合には、その加入期間に応じた年金が障害厚生年金に上乗せ支給されるケースがあります。
・表中の年金額は、各計算結果の千円未満を切捨て表示していますので、月額を12倍しても年額と一致しないことがあります。
・障害年金生活者支援給付金については、考慮しておりません。

男性　基本年金月額 10万円

保険料表（月払・口座振替扱）

新保険料払込免除特約 あり

■保険期間・保険料払込期間：65歳満了　■最低支払保証期間：2年　■メンタル就労不能障害一時金額：100万円

（単位：円）

健康診断料率適用特約 あり

ご契約年齢（歳）	Ⅰ型 健康診断標準体	Ⅰ型 健康診断SD非喫煙者優良体	Ⅵ型 健康診断標準体	Ⅵ型 健康診断SD非喫煙者優良体	Ⅶ型 健康診断標準体	Ⅶ型 健康診断SD非喫煙者優良体	Ⅶ型 メンタル就労不能障害保障特則付 健康診断標準体	Ⅶ型 メンタル就労不能障害保障特則付 健康診断SD非喫煙者優良体
20	3,750	2,600	4,980	3,860	6,180	5,060	6,281	5,161
21	3,760	2,600	5,020	3,890	6,250	5,110	6,353	5,213
22	3,760	2,600	5,060	3,920	6,300	5,150	6,406	5,256
23	3,760	2,590	5,110	3,960	6,340	5,190	6,449	5,299
24	3,770	2,590	5,160	3,990	6,380	5,220	6,492	5,332
25	3,780	2,590	5,200	4,030	6,420	5,250	6,534	5,364
26	3,790	2,590	5,260	4,080	6,460	5,270	6,577	5,387
27	3,820	2,610	5,330	4,120	6,500	5,310	6,621	5,431
28	3,860	2,630	5,390	4,160	6,560	5,340	6,684	5,464
29	3,910	2,650	5,460	4,200	6,610	5,370	6,737	5,497
30	3,960	2,680	5,520	4,250	6,660	5,400	6,791	5,531
31	4,010	2,710	5,610	4,300	6,720	5,440	6,855	5,575
32	4,090	2,750	5,690	4,370	6,790	5,470	6,930	5,610
33	4,160	2,790	5,780	4,430	6,860	5,500	7,005	5,645
34	4,220	2,850	5,880	4,490	6,940	5,550	7,089	5,699
35	4,310	2,890	5,990	4,560	7,030	5,620	7,185	5,775
36	4,420	2,950	6,110	4,650	7,140	5,690	7,300	5,850
37	4,500	2,990	6,230	4,740	7,260	5,760	7,425	5,925
38	4,590	3,050	6,350	4,830	7,380	5,850	7,553	6,023
39	4,660	3,090	6,460	4,900	7,500	5,940	7,680	6,120
40	4,750	3,140	6,600	4,990	7,620	6,030	7,808	6,218
41	4,810	3,180	6,710	5,080	7,740	6,120	7,937	6,317
42	4,870	3,220	6,830	5,170	7,880	6,220	8,087	6,427
43	4,920	3,240	6,950	5,260	8,000	6,320	8,218	6,538
44	4,980	3,270	7,070	5,370	8,150	6,430	8,379	6,659
45	5,010	3,280	7,170	5,440	8,260	6,520	8,502	6,762
46	5,060	3,290	7,290	5,530	8,370	6,620	8,626	6,876
47	5,080	3,300	7,370	5,580	8,480	6,690	8,752	6,962
48	5,080	3,290	7,420	5,620	8,540	6,750	8,829	7,039
49	5,040	3,270	7,450	5,650	8,580	6,780	8,888	7,088
50	5,000	3,220	7,450	5,670	8,590	6,810	8,920	7,140
51	4,930	3,180	7,440	5,680	8,610	6,850	8,966	7,206
52	4,840	3,120	7,410	5,680	8,600	6,870	8,983	7,253
53	4,710	3,050	7,340	5,660	8,570	6,900	8,989	7,319
54	4,570	2,970	7,220	5,610	8,520	6,900	8,976	7,356
55	4,390	2,880	7,050	5,530	8,370	6,840	8,868	7,338

健康診断料率適用特約 なし

ご契約年齢（歳）	Ⅰ型 標準体	Ⅰ型 SD非喫煙者優良体	Ⅵ型 標準体	Ⅵ型 SD非喫煙者優良体	Ⅶ型 標準体	Ⅶ型 SD非喫煙者優良体	Ⅶ型 メンタル就労不能障害保障特則付 標準体	Ⅶ型 メンタル就労不能障害保障特則付 SD非喫煙者優良体
20	4,530	3,150	5,780	4,400	6,990	5,600	7,091	5,701
21	4,550	3,160	5,840	4,440	7,060	5,660	7,163	5,763
22	4,570	3,160	5,890	4,480	7,110	5,710	7,216	5,816
23	4,580	3,170	5,950	4,520	7,170	5,750	7,279	5,859
24	4,590	3,170	6,010	4,560	7,220	5,790	7,332	5,902
25	4,620	3,170	6,070	4,610	7,270	5,820	7,384	5,934
26	4,660	3,190	6,130	4,660	7,330	5,860	7,447	5,977
27	4,720	3,220	6,220	4,730	7,400	5,910	7,521	6,031
28	4,780	3,250	6,310	4,790	7,470	5,960	7,594	6,084
29	4,840	3,300	6,400	4,850	7,550	6,000	7,677	6,127
30	4,920	3,340	6,500	4,910	7,630	6,050	7,761	6,181
31	5,010	3,390	6,610	4,990	7,710	6,100	7,845	6,235
32	5,110	3,460	6,720	5,060	7,820	6,150	7,960	6,290
33	5,220	3,510	6,840	5,140	7,920	6,220	8,065	6,365
34	5,340	3,580	6,980	5,230	8,040	6,290	8,189	6,439
35	5,460	3,650	7,120	5,340	8,170	6,370	8,325	6,525
36	5,590	3,730	7,290	5,450	8,310	6,470	8,470	6,630
37	5,720	3,810	7,440	5,540	8,470	6,580	8,635	6,745
38	5,840	3,890	7,600	5,660	8,630	6,690	8,803	6,863
39	5,960	3,960	7,750	5,760	8,780	6,800	8,960	6,980
40	6,070	4,020	7,910	5,870	8,940	6,910	9,128	7,098
41	6,160	4,070	8,060	5,990	9,100	7,020	9,297	7,217
42	6,240	4,140	8,210	6,100	9,260	7,140	9,467	7,347
43	6,330	4,170	8,350	6,190	9,420	7,260	9,638	7,478
44	6,410	4,210	8,510	6,310	9,570	7,370	9,799	7,599
45	6,470	4,230	8,630	6,400	9,720	7,480	9,962	7,722
46	6,530	4,250	8,770	6,480	9,860	7,580	10,116	7,836
47	6,560	4,250	8,860	6,550	9,970	7,650	10,242	7,922
48	6,580	4,240	8,930	6,590	10,060	7,710	10,349	7,999
49	6,560	4,220	8,970	6,620	10,100	7,740	10,408	8,048
50	6,520	4,180	8,970	6,630	10,120	7,750	10,450	8,080
51	6,440	4,120	8,950	6,620	10,130	7,780	10,486	8,136
52	6,310	4,040	8,900	6,610	10,110	7,790	10,493	8,173
53	6,180	3,950	8,830	6,570	10,060	7,800	10,479	8,219
54	6,000	3,860	8,680	6,510	9,970	7,790	10,426	8,246
55	5,790	3,740	8,450	6,400	9,790	7,710	10,288	8,208

注：「SD」とは、区分料率適用特約における「優良運転者（セーフティ・ドライバー）」を示す三井住友海上あいおい生命の呼称です。特約の詳細はP.13をご確認ください。
※ご契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢（満年齢）です。（例）24歳7か月の被保険者のご契約年齢は24歳となります。
※メンタル就労不能障害保障特則は、保険契約の型がⅦ型の場合に付加することができます。
※上記以外のご契約条件での保険料は、三井住友海上あいおい生命の代理店・社員までお問い合わせください。

男性　基本年金月額 10万円

保険料表（月払・口座振替扱）

新保険料払込免除特約 なし

■保険期間・保険料払込期間：65歳満了　■最低支払保証期間：2年　■メンタル就労不能障害一時金額：100万円

（単位：円）

健康診断料率適用特約 あり

ご契約年齢（歳）	Ⅰ型 健康診断標準体	Ⅰ型 健康診断SD非喫煙者優良体	Ⅵ型 健康診断標準体	Ⅵ型 健康診断SD非喫煙者優良体	Ⅶ型 健康診断標準体	Ⅶ型 健康診断SD非喫煙者優良体	Ⅶ型 メンタル就労不能障害保障特則付 健康診断標準体	Ⅶ型 メンタル就労不能障害保障特則付 健康診断SD非喫煙者優良体
20	3,550	2,460	4,740	3,660	5,890	4,820	5,985	4,915
21	3,550	2,460	4,770	3,690	5,950	4,850	6,046	4,946
22	3,550	2,450	4,810	3,710	5,980	4,880	6,078	4,978
23	3,550	2,440	4,830	3,730	6,010	4,900	6,110	5,000
24	3,550	2,430	4,860	3,770	6,040	4,920	6,142	5,022
25	3,540	2,420	4,900	3,800	6,060	4,940	6,164	5,044
26	3,550	2,420	4,940	3,830	6,080	4,950	6,187	5,057
27	3,570	2,430	4,990	3,860	6,110	4,980	6,220	5,090
28	3,600	2,440	5,040	3,890	6,130	4,990	6,243	5,103
29	3,630	2,460	5,090	3,920	6,150	5,000	6,266	5,116
30	3,660	2,470	5,140	3,950	6,180	5,020	6,299	5,139
31	3,700	2,500	5,190	3,980	6,230	5,030	6,352	5,152
32	3,760	2,530	5,250	4,020	6,260	5,050	6,386	5,176
33	3,810	2,560	5,320	4,070	6,310	5,060	6,440	5,190
34	3,860	2,590	5,390	4,110	6,360	5,090	6,493	5,223
35	3,930	2,630	5,460	4,160	6,420	5,120	6,558	5,258
36	4,000	2,670	5,550	4,220	6,500	5,170	6,643	5,313
37	4,080	2,710	5,640	4,270	6,580	5,210	6,728	5,358
38	4,140	2,750	5,730	4,340	6,670	5,280	6,824	5,434
39	4,190	2,770	5,810	4,410	6,750	5,340	6,910	5,500
40	4,240	2,810	5,910	4,470	6,830	5,410	6,995	5,575
41	4,280	2,830	6,000	4,530	6,920	5,470	7,093	5,643
42	4,320	2,850	6,080	4,600	7,010	5,530	7,191	5,711
43	4,350	2,870	6,160	4,660	7,090	5,590	7,280	5,780
44	4,380	2,880	6,240	4,730	7,180	5,670	7,379	5,869
45	4,400	2,880	6,310	4,780	7,270	5,730	7,480	5,940
46	4,410	2,870	6,380	4,840	7,340	5,790	7,562	6,012
47	4,420	2,870	6,430	4,880	7,400	5,840	7,634	6,074
48	4,410	2,860	6,460	4,900	7,440	5,870	7,688	6,118
49	4,380	2,830	6,470	4,910	7,450	5,890	7,715	6,155
50	4,330	2,800	6,460	4,920	7,450	5,900	7,733	6,183
51	4,270	2,760	6,440	4,930	7,440	5,910	7,744	6,214
52	4,180	2,700	6,390	4,910	7,420	5,920	7,748	6,248
53	4,060	2,630	6,310	4,880	7,380	5,920	7,737	6,277
54	3,930	2,550	6,220	4,830	7,310	5,910	7,699	6,299
55	3,770	2,470	6,060	4,740	7,170	5,850	7,595	6,275

健康診断料率適用特約 なし

ご契約年齢（歳）	Ⅰ型 標準体	Ⅰ型 SD非喫煙者優良体	Ⅵ型 標準体	Ⅵ型 SD非喫煙者優良体	Ⅶ型 標準体	Ⅶ型 SD非喫煙者優良体	Ⅶ型 メンタル就労不能障害保障特則付 標準体	Ⅶ型 メンタル就労不能障害保障特則付 SD非喫煙者優良体
20	4,300	2,980	5,500	4,180	6,670	5,340	6,765	5,435
21	4,310	2,990	5,540	4,210	6,720	5,380	6,816	5,476
22	4,320	2,980	5,580	4,240	6,760	5,420	6,858	5,518
23	4,320	2,980	5,630	4,270	6,790	5,450	6,890	5,550
24	4,330	2,980	5,670	4,300	6,810	5,470	6,912	5,572
25	4,340	2,980	5,720	4,340	6,860	5,490	6,964	5,594
26	4,380	2,990	5,770	4,380	6,900	5,510	7,007	5,617
27	4,410	3,000	5,830	4,420	6,950	5,530	7,060	5,640
28	4,460	3,030	5,910	4,470	6,990	5,560	7,103	5,673
29	4,510	3,060	5,980	4,520	7,040	5,600	7,156	5,716
30	4,570	3,090	6,050	4,570	7,100	5,620	7,219	5,739
31	4,630	3,140	6,120	4,610	7,160	5,650	7,282	5,772
32	4,710	3,170	6,190	4,660	7,220	5,680	7,346	5,806
33	4,790	3,220	6,290	4,730	7,290	5,720	7,420	5,850
34	4,870	3,270	6,390	4,790	7,370	5,760	7,503	5,893
35	4,980	3,320	6,500	4,850	7,460	5,810	7,598	5,948
36	5,080	3,390	6,630	4,930	7,570	5,880	7,713	6,023
37	5,170	3,440	6,740	5,020	7,670	5,960	7,818	6,108
38	5,270	3,510	6,870	5,110	7,810	6,040	7,964	6,194
39	5,360	3,550	6,980	5,180	7,910	6,120	8,070	6,280
40	5,440	3,600	7,100	5,260	8,030	6,190	8,195	6,355
41	5,500	3,630	7,210	5,350	8,130	6,270	8,303	6,443
42	5,550	3,660	7,320	5,430	8,250	6,350	8,431	6,531
43	5,600	3,680	7,410	5,490	8,350	6,420	8,540	6,610
44	5,660	3,700	7,510	5,560	8,460	6,500	8,659	6,699
45	5,690	3,710	7,600	5,610	8,560	6,580	8,770	6,790
46	5,720	3,710	7,680	5,680	8,650	6,640	8,872	6,862
47	5,740	3,700	7,750	5,720	8,720	6,690	8,954	6,924
48	5,730	3,690	7,790	5,750	8,770	6,720	9,018	6,968
49	5,710	3,660	7,800	5,750	8,790	6,730	9,055	6,995
50	5,650	3,620	7,790	5,750	8,770	6,730	9,053	7,013
51	5,580	3,570	7,760	5,740	8,760	6,730	9,064	7,034
52	5,470	3,490	7,690	5,710	8,720	6,730	9,048	7,058
53	5,320	3,410	7,600	5,660	8,660	6,720	9,017	7,077
54	5,170	3,320	7,460	5,590	8,560	6,690	8,949	7,079
55	4,970	3,210	7,270	5,500	8,380	6,600	8,805	7,025

注：「SD」とは、区分料率適用特約における「優良運転者（セーフティ・ドライバー）」を示す三井住友海上あいおい生命の呼称です。特約の詳細はP.13をご確認ください。
※ご契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢（満年齢）です。（例）24歳7か月の被保険者のご契約年齢は24歳となります。
※メンタル就労不能障害保障特則は、保険契約の型がⅦ型の場合に付加することができます。
※上記以外のご契約条件での保険料は、三井住友海上あいおい生命の代理店・社員までお問い合わせください。

女性　基本年金月額 10万円

保険料表（月払・口座振替扱）

新保険料払込免除特約 あり

■保険期間・保険料払込期間：65歳満了　■最低支払保証期間：2年　■メンタル就労不能障害一時金額：100万円

（単位：円）

	ご契約年齢（歳）	Ⅰ型		Ⅵ型		Ⅶ型			
		健康診断標準体	健康診断SD非喫煙者優良体	健康診断標準体	健康診断SD非喫煙者優良体	健康診断標準体	健康診断SD非喫煙者優良体	メンタル就労不能障害保障特則付 健康診断標準体	メンタル就労不能障害保障特則付 健康診断SD非喫煙者優良体
健康診断料率適用特約 あり	20	2,370	1,730	3,570	2,910	4,530	3,890	4,633	3,993
	21	2,410	1,760	3,620	2,950	4,540	3,890	4,645	3,995
	22	2,440	1,780	3,650	2,970	4,550	3,880	4,657	3,987
	23	2,480	1,810	3,690	3,000	4,550	3,880	4,661	3,991
	24	2,530	1,840	3,720	3,020	4,560	3,880	4,673	3,993
	25	2,580	1,870	3,760	3,040	4,570	3,870	4,686	3,986
	26	2,630	1,910	3,800	3,060	4,590	3,880	4,709	3,999
	27	2,680	1,950	3,840	3,100	4,620	3,890	4,742	4,012
	28	2,740	1,990	3,890	3,140	4,660	3,920	4,786	4,046
	29	2,800	2,030	3,950	3,190	4,720	3,950	4,850	4,080
	30	2,860	2,080	4,020	3,240	4,770	3,990	4,904	4,124
	31	2,920	2,120	4,090	3,290	4,820	4,030	4,958	4,168
	32	2,980	2,170	4,150	3,340	4,890	4,090	5,034	4,234
	33	3,030	2,220	4,210	3,400	4,940	4,140	5,089	4,289
	34	3,080	2,270	4,260	3,460	5,000	4,170	5,154	4,324
	35	3,120	2,310	4,320	3,500	5,040	4,220	5,200	4,380
	36	3,180	2,360	4,380	3,570	5,090	4,270	5,254	4,434
	37	3,200	2,390	4,430	3,620	5,120	4,310	5,292	4,482
	38	3,230	2,430	4,480	3,680	5,150	4,350	5,328	4,528
	39	3,250	2,460	4,520	3,730	5,180	4,400	5,366	4,586
	40	3,270	2,490	4,570	3,800	5,220	4,450	5,414	4,644
	41	3,280	2,510	4,610	3,850	5,250	4,480	5,453	4,683
	42	3,290	2,530	4,660	3,910	5,290	4,530	5,503	4,743
	43	3,300	2,540	4,700	3,960	5,310	4,570	5,533	4,793
	44	3,310	2,570	4,750	4,010	5,350	4,610	5,584	4,844
	45	3,300	2,570	4,780	4,040	5,370	4,630	5,617	4,877
	46	3,290	2,580	4,800	4,070	5,390	4,660	5,651	4,921
	47	3,270	2,560	4,800	4,090	5,400	4,680	5,677	4,957
	48	3,220	2,530	4,800	4,110	5,390	4,700	5,685	4,995
	49	3,150	2,500	4,780	4,110	5,360	4,710	5,674	5,024
	50	3,070	2,450	4,740	4,110	5,340	4,710	5,677	5,047
	51	2,980	2,380	4,710	4,110	5,310	4,710	5,673	5,073
	52	2,860	2,300	4,650	4,080	5,270	4,710	5,664	5,104
	53	2,730	2,210	4,570	4,040	5,230	4,700	5,657	5,127
	54	2,580	2,100	4,480	3,990	5,170	4,670	5,636	5,136
	55	2,430	1,980	4,340	3,900	5,060	4,610	5,569	5,119

	ご契約年齢（歳）	Ⅰ型		Ⅵ型		Ⅶ型			
		標準体	SD非喫煙者優良体	標準体	SD非喫煙者優良体	標準体	SD非喫煙者優良体	メンタル就労不能障害保障特則付 標準体	メンタル就労不能障害保障特則付 SD非喫煙者優良体
健康診断料率適用特約 なし	20	2,660	1,930	3,860	3,100	4,820	4,090	4,923	4,193
	21	2,700	1,960	3,910	3,150	4,820	4,100	4,925	4,205
	22	2,750	1,990	3,950	3,180	4,840	4,100	4,947	4,207
	23	2,790	2,020	3,990	3,210	4,850	4,090	4,961	4,201
	24	2,850	2,050	4,030	3,240	4,860	4,090	4,973	4,203
	25	2,890	2,090	4,080	3,260	4,880	4,100	4,996	4,216
	26	2,940	2,130	4,120	3,290	4,910	4,100	5,029	4,219
	27	3,010	2,170	4,170	3,330	4,950	4,120	5,072	4,242
	28	3,070	2,220	4,230	3,370	5,000	4,150	5,126	4,276
	29	3,150	2,270	4,290	3,430	5,060	4,190	5,190	4,320
	30	3,220	2,320	4,370	3,500	5,120	4,230	5,254	4,364
	31	3,290	2,380	4,450	3,550	5,190	4,290	5,328	4,428
	32	3,350	2,440	4,520	3,610	5,260	4,340	5,404	4,484
	33	3,410	2,490	4,590	3,670	5,330	4,410	5,479	4,559
	34	3,480	2,550	4,650	3,730	5,380	4,460	5,534	4,614
	35	3,510	2,600	4,720	3,800	5,430	4,510	5,590	4,670
	36	3,560	2,660	4,780	3,860	5,480	4,570	5,644	4,734
	37	3,600	2,700	4,830	3,920	5,510	4,610	5,682	4,782
	38	3,630	2,750	4,880	3,990	5,550	4,670	5,728	4,848
	39	3,650	2,780	4,920	4,050	5,580	4,720	5,766	4,906
	40	3,680	2,810	4,970	4,120	5,630	4,770	5,824	4,964
	41	3,690	2,830	5,030	4,180	5,670	4,810	5,873	5,013
	42	3,710	2,870	5,090	4,240	5,710	4,860	5,923	5,073
	43	3,720	2,890	5,130	4,290	5,740	4,900	5,963	5,123
	44	3,730	2,910	5,180	4,350	5,780	4,950	6,014	5,184
	45	3,730	2,920	5,210	4,390	5,810	4,990	6,057	5,237
	46	3,730	2,930	5,230	4,440	5,830	5,020	6,091	5,281
	47	3,700	2,930	5,240	4,460	5,830	5,050	6,107	5,327
	48	3,660	2,910	5,240	4,480	5,830	5,070	6,125	5,365
	49	3,590	2,870	5,210	4,490	5,800	5,080	6,114	5,394
	50	3,500	2,810	5,170	4,480	5,770	5,080	6,107	5,417
	51	3,400	2,750	5,130	4,460	5,730	5,070	6,093	5,433
	52	3,270	2,650	5,040	4,430	5,670	5,050	6,064	5,444
	53	3,110	2,540	4,950	4,370	5,610	5,030	6,037	5,457
	54	2,960	2,420	4,850	4,300	5,540	4,990	6,006	5,456
	55	2,780	2,280	4,690	4,210	5,420	4,920	5,929	5,429

注：「SD」とは、区分料率適用特約における「優良運転者（セーフティ・ドライバー）」を示す三井住友海上あいおい生命の呼称です。特約の詳細はP.13をご確認ください。
※ご契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢（満年齢）です。（例）24歳7か月の被保険者のご契約年齢は24歳となります。
※メンタル就労不能障害保障特則は、保険契約の型がⅦ型の場合に付加することができます。
※上記以外のご契約条件での保険料は、三井住友海上あいおい生命の代理店・社員までお問い合わせください。

女性　基本年金月額 10万円

保険料表（月払・口座振替扱）

新保険料払込免除特約 なし

■保険期間・保険料払込期間：65歳満了　■最低支払保証期間：2年　■メンタル就労不能障害一時金額：100万円

（単位：円）

	ご契約年齢（歳）	Ⅰ型		Ⅵ型		Ⅶ型			
		健康診断標準体	健康診断SD非喫煙者優良体	健康診断標準体	健康診断SD非喫煙者優良体	健康診断標準体	健康診断SD非喫煙者優良体	メンタル就労不能障害保障特則付 健康診断標準体	メンタル就労不能障害保障特則付 健康診断SD非喫煙者優良体
健康診断料率適用特約 あり	20	2,240	1,640	3,390	2,760	4,290	3,680	4,386	3,776
	21	2,270	1,660	3,420	2,790	4,290	3,670	4,388	3,768
	22	2,300	1,680	3,460	2,800	4,280	3,660	4,379	3,759
	23	2,330	1,700	3,480	2,830	4,280	3,640	4,381	3,741
	24	2,360	1,720	3,500	2,840	4,270	3,630	4,373	3,733
	25	2,400	1,740	3,510	2,850	4,270	3,620	4,375	3,725
	26	2,440	1,770	3,540	2,860	4,280	3,610	4,387	3,717
	27	2,480	1,800	3,570	2,880	4,290	3,610	4,401	3,721
	28	2,540	1,830	3,600	2,910	4,320	3,620	4,434	3,734
	29	2,580	1,860	3,650	2,940	4,350	3,640	4,467	3,757
	30	2,630	1,910	3,690	2,970	4,390	3,670	4,511	3,791
	31	2,680	1,940	3,750	3,010	4,430	3,690	4,554	3,814
	32	2,720	1,980	3,790	3,050	4,470	3,720	4,598	3,848
	33	2,760	2,020	3,840	3,090	4,510	3,770	4,642	3,902
	34	2,800	2,060	3,880	3,140	4,540	3,800	4,676	3,936
	35	2,840	2,090	3,920	3,180	4,570	3,830	4,712	3,972
	36	2,870	2,130	3,970	3,230	4,600	3,870	4,747	4,017
	37	2,890	2,160	4,000	3,270	4,630	3,900	4,783	4,053
	38	2,910	2,200	4,050	3,330	4,660	3,940	4,819	4,099
	39	2,930	2,210	4,090	3,370	4,680	3,970	4,844	4,134
	40	2,950	2,250	4,140	3,430	4,720	4,010	4,892	4,182
	41	2,950	2,260	4,170	3,480	4,750	4,050	4,930	4,230
	42	2,970	2,290	4,210	3,540	4,790	4,090	4,979	4,279
	43	2,970	2,300	4,250	3,570	4,810	4,130	5,008	4,328
	44	2,980	2,320	4,290	3,620	4,840	4,170	5,049	4,379
	45	2,980	2,320	4,310	3,650	4,860	4,200	5,081	4,421
	46	2,970	2,320	4,330	3,680	4,880	4,220	5,113	4,453
	47	2,950	2,320	4,340	3,700	4,880	4,240	5,127	4,487
	48	2,930	2,300	4,340	3,720	4,880	4,250	5,144	4,514
	49	2,860	2,270	4,320	3,730	4,870	4,260	5,152	4,542
	50	2,790	2,220	4,300	3,730	4,850	4,270	5,152	4,572
	51	2,710	2,170	4,280	3,730	4,840	4,280	5,167	4,607
	52	2,600	2,100	4,240	3,710	4,810	4,280	5,166	4,636
	53	2,490	2,020	4,180	3,690	4,770	4,280	5,157	4,667
	54	2,370	1,920	4,100	3,650	4,730	4,270	5,154	4,694
	55	2,240	1,820	4,000	3,590	4,650	4,240	5,114	4,704

	ご契約年齢（歳）	Ⅰ型		Ⅵ型		Ⅶ型			
		標準体	SD非喫煙者優良体	標準体	SD非喫煙者優良体	標準体	SD非喫煙者優良体	メンタル就労不能障害保障特則付 標準体	メンタル就労不能障害保障特則付 SD非喫煙者優良体
健康診断料率適用特約 なし	20	2,520	1,820	3,650	2,940	4,560	3,870	4,656	3,966
	21	2,550	1,840	3,690	2,970	4,570	3,870	4,668	3,968
	22	2,590	1,860	3,720	2,990	4,570	3,860	4,669	3,959
	23	2,620	1,900	3,760	3,010	4,560	3,840	4,661	3,941
	24	2,660	1,920	3,780	3,030	4,570	3,830	4,673	3,933
	25	2,700	1,950	3,810	3,040	4,570	3,830	4,675	3,935
	26	2,750	1,980	3,840	3,060	4,580	3,820	4,687	3,927
	27	2,800	2,010	3,880	3,090	4,610	3,830	4,721	3,941
	28	2,850	2,050	3,920	3,120	4,630	3,850	4,744	3,964
	29	2,900	2,090	3,970	3,170	4,680	3,870	4,797	3,987
	30	2,950	2,140	4,020	3,210	4,720	3,900	4,841	4,021
	31	3,010	2,180	4,090	3,260	4,770	3,940	4,894	4,064
	32	3,060	2,220	4,140	3,300	4,820	3,980	4,948	4,108
	33	3,100	2,270	4,180	3,350	4,850	4,020	4,982	4,152
	34	3,150	2,310	4,220	3,390	4,880	4,050	5,016	4,186
	35	3,190	2,350	4,270	3,450	4,920	4,100	5,062	4,242
	36	3,230	2,400	4,320	3,500	4,950	4,140	5,097	4,287
	37	3,250	2,430	4,360	3,540	4,990	4,170	5,143	4,323
	38	3,280	2,470	4,420	3,600	5,030	4,220	5,189	4,379
	39	3,300	2,500	4,450	3,650	5,050	4,250	5,214	4,414
	40	3,320	2,530	4,500	3,710	5,090	4,300	5,262	4,472
	41	3,340	2,560	4,540	3,760	5,120	4,340	5,300	4,520
	42	3,360	2,590	4,600	3,830	5,160	4,390	5,349	4,579
	43	3,370	2,610	4,640	3,890	5,190	4,440	5,388	4,638
	44	3,380	2,640	4,690	3,940	5,230	4,490	5,439	4,699
	45	3,380	2,650	4,710	3,980	5,250	4,520	5,471	4,741
	46	3,380	2,660	4,750	4,010	5,270	4,550	5,503	4,783
	47	3,360	2,650	4,760	4,040	5,280	4,570	5,527	4,817
	48	3,320	2,630	4,740	4,060	5,280	4,590	5,544	4,854
	49	3,260	2,590	4,720	4,060	5,260	4,600	5,542	4,882
	50	3,170	2,550	4,700	4,070	5,240	4,610	5,542	4,912
	51	3,090	2,490	4,660	4,060	5,210	4,610	5,537	4,937
	52	2,970	2,410	4,600	4,040	5,170	4,610	5,526	4,966
	53	2,850	2,320	4,530	4,000	5,130	4,600	5,517	4,987
	54	2,710	2,220	4,430	3,950	5,060	4,570	5,484	4,994
	55	2,550	2,100	4,310	3,860	4,970	4,520	5,434	4,984

注：「SD」とは、区分料率適用特約における「優良運転者（セーフティ・ドライバー）」を示す三井住友海上あいおい生命の呼称です。特約の詳細はP.13をご確認ください。
※ご契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢（満年齢）です。（例）24歳7か月の被保険者のご契約年齢は24歳となります。
※メンタル就労不能障害保障特則は、保険契約の型がⅦ型の場合に付加することができます。
※上記以外のご契約条件での保険料は、三井住友海上あいおい生命の代理店・社員までお問い合わせください。

Q&A

Q1 公的介護保険制度のしくみは?

A 公的介護保険制度のしくみは、以下のとおりです。

▶公的介護保険制度は、すべての人が給付対象となるわけではありません。

●公的介護保険制度では、40歳未満の方は給付の対象外です。
●40歳以上の方は被保険者となり、保険料が徴収されますが、40歳以上65歳未満の方の給付は、脳血管疾患や初老期の認知症、関節リウマチ等、加齢に伴う16種類の特定疾病により介護や支援が必要と認められたときに限られます。

公的介護保険制度と年齢の関係

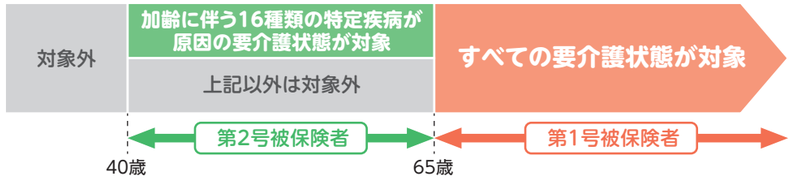

加齢に伴う16種類の特定疾病

●がん注	●初老期における認知症	●筋萎縮性側索硬化症	●脊柱管狭窄症
●多系統萎縮症	●関節リウマチ	●閉塞性動脈硬化症	●後縦靱帯骨化症
●脊髄小脳変性症	●慢性閉塞性肺疾患	●脳血管疾患	●パーキンソン病関連疾患
●骨折を伴う骨粗鬆症	●早老症	●糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症	
●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症			

注 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限ります。

※本パンフレットに記載の公的制度の内容は2021年1月時点のものです。

Q2 障害者手帳制度と障害年金制度の違いは?

A 以下のとおり制度の概要をご紹介します。

障害者手帳制度	障害年金制度
●病気やケガによって日常生活に支障がある方に交付されます。 ●「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」の3種類があります。 ※身体障害者手帳には等級が1～6級まであります。 ●この手帳を提示すると交通機関での運賃が割引になる等、各種サービスが受けられます。 ●各市区町村の障害者福祉担当課にて申請することができます。	●老齢年金・遺族年金と並ぶ公的年金の一つです。 ●会社員(厚生年金)や自営業(国民年金)など、加入している年金制度によって適用される障害年金は異なります。 ●障害を負ったことによる収入減を補うため、現金が支給されます。 ●国民が納めている年金保険料によって賄われているため、一定の保険料納付要件を満たしていなければもらうことができません。 ●年金事務所か市区町村役場にて申請することができます。

※身体障害者手帳の障害等級表を、そのまま障害年金の障害等級に当てはめることはできません。
※本パンフレットに記載の公的制度の内容は2021年1月時点のものです。

Q3 日常生活介護年金は日常生活動作表のうち1項目が「一部介助」に該当でも受け取れますか?

A お受け取りいただけます。

▶「全部介助」「一部介助」のいずれの場合でも、1項目該当すればお受取対象となります。

Q4 年金受取開始後に就労不能障害状態等の継続的な報告は必要になりますか?

A 必要ありません。

▶各年金のお受取開始後に、就労不能障害状態や要介護状態、障害状態等についてご報告は必要ありません。
このため、各状態から回復された場合でも各年金はいずれも保険期間満了日まで満額お受け取りいただけます。

Q5 年金を受け取れない場合はありますか?

A たとえば次のような場合には、年金等をお受け取りいただけません。

▶故意または重大な過失により、事実を告知されなかったりまたは事実と違うことを告知され、「告知義務違反」としてご契約または特約が解除されたとき
例)ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で死亡されたとき
▶第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となったとき
▶保険料のお払込みがなく、ご契約が失効していたとき
▶責任開始日(または復活日)からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき　等

⚠ 詳細につきましては、「注意喚起情報」の「年金等をお支払いできない場合」および「ご契約のしおり・約款」の「年金等をお支払いできない場合について」によりご確認ください。

Q6 税務上の取扱いは?

A 主な税務上のお取扱いについてご案内します。

■生命保険料控除について

▶お払込みいただいた保険料は、「一般生命保険料控除注1」の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額まで所得税と住民税の対象となる所得から控除されます。(所得税法第76条)
注1 詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」の「税法上のお取扱いについて」によりご確認ください。

■年金等の税法上のお取扱いについて

▶**収入保障年金への課税について**
契約者・被保険者と年金受取人の関係によって、次のとおり税務が異なります。

契約形態	年金として受け取る場合		一時金として受け取る場合
	被保険者死亡時(年金受給権取得時)	毎年の年金受取時	
ケース① 契約者と被保険者が同一の場合 夫 契約者　夫 被保険者　妻または子 年金受取人	相続税注2 (年金の評価額に対しての課税) 相続税法第3条・第24条	所得税注3 (雑所得) 所得税法施行令第183条・第185条 所得税基本通達35-1	相続税注2 相続税法第3条
ケース② 契約者と年金受取人が同一の場合 夫 契約者　妻 被保険者　夫 年金受取人	——		所得税 (一時所得) 所得税法第34条
ケース③ 契約者・被保険者・年金受取人がそれぞれ別人の場合 妻 契約者　夫 被保険者　子 年金受取人	贈与税 (年金の評価額に対しての課税) 相続税法第5条・第24条		贈与税 相続税法第5条

注2 受取人が法定相続人の場合は、年金の評価額(一時金として受け取る場合はその金額)に対しての相続税課税時に、生命保険金の非課税限度額適用の対象となります。
注3 ケース①③で年金として受け取る場合、受給初年度を除く毎年の年金は、相続税・贈与税の課税対象部分を除いた部分が雑所得となり、所得税が課税されます。

⚠ 収入保障年金受取人はご契約後も変更できますが、第1回年金のお支払事由発生後は変更できません。

▶**各年金等に関する非課税扱いについて**
被保険者に支払われる高度障害年金・生活障害年金・日常生活介護年金・就労不能障害年金・メンタル就労不能障害一時金・リビング・ニーズ保険金については、「生命保険契約に基づく給付金で身体の傷害に起因して支払いを受けるもの」に該当し、年金受取・一時金受取を問わず非課税として取り扱われます。(所得税法施行令第30条)

⚠ 上記、税務上のお取扱いについては2021年1月施行中の税制によります。
今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。また、年金等にかかる税金については、実際に受け取られた時点の税制によります。なお、個別のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。